

令和4年5月

## 特定商取引法の一部改正について（お願い）

標記改正に伴い、令和4年6月1日より消費者からのクーリング・オフの通知が、従来の書面に加え電磁的記録（電子メールの送付等）で行えるようになることから、特定商取引法の契約書面に電磁的記録で、クーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられることになりました。

また、本改正により特定商取引法の契約書面等に記載するクーリング・オフの告知文の変更が必要となります。

### 記

#### 【消費者庁ホームページ掲載アドレス】

##### ○概要

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/assets/consumer\\_transaction\\_cms201\\_220104\\_10.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms201_220104_10.pdf)

##### ○説明資料（42頁目以降参照）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/amendment/2021/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220322\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/assets/consumer_transaction_cms202_220322_01.pdf)

##### ○特定商取引法ガイド

<https://www.no-trouble.caa.go.jp/revision/#r3>

##### ○特定商取引法における電磁的記録によるクーリング・オフに関するQ&A

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_transaction/specified\\_commercial\\_transactions/assets/consumer\\_transaction\\_cms202\\_220209\\_09.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/consumer_transaction_cms202_220209_09.pdf)

※また、中国経済産業局 産業部 消費経済課にも本件について質問したところ、次のとおり、回答がありました。

(1) 新クーリング・オフ通知文をこれまで使用していた旧クーリング・オフ通知文に追加して書面交付することは可能でしょうか。

→ 可能です。

(ホッチキス止め、手書き、シール等で追加記載することは可能。

なお、旧クーリング・オフ通知文は×など記載して新旧がわかりやすくすることが望ましい。)

(2) クーリング・オフの電磁的記録の連絡先について、「契約書面に記載している連絡先へお問い合わせください。」という記載は可能でしょうか。

→ 今回の改正の主旨は「それぞれの事業環境等も踏まえ、合理的に可能な範囲で電磁的記録による通知の方法に対応する必要がある」ことから、電磁的記録による通知の方法を特定し、契約書面等に記載して下さい。

(3) 電磁的記録による受信機器を持ち合わせていない事業者は受信機器を用意する必要がありますか。

→ クーリング・オフ通知文に電子記録による送付が可能になったことを記載することが本改正の内容であるため、受信機器を無理に用意することまでは求めています。